

IV 委員会

1 常任委員会

● 所管事項（平成 29 年 6 月 29 日改正）

総務委員会

市長公室、企画財政部、総務部、税務部、消防局、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属さない事項

健康福祉委員会

健康福祉局、病院局の所管に属する事項

市民環境経済委員会

市民生活部、環境部、経済部、農業委員会の

所管に属する事項

建設委員会

建設局の所管に属する事項

文教委員会

教育委員会の所管に属する事項

広報委員会

議会の広報広聴に関する事項

予算決算委員会

予算、決算に関する事項

《開会状況（令和 5 年中）》

	総務	健康福祉	市民環境 経済	建設	文教	広報	予算 決算※	計
開会中	7 日	11 日	6 日	5 日	7 日	5 日	50 日	91 日
閉会中	2 日	5 日	1 日	1 日	1 日	4 日	—	14 日
審査時間	16 時間 45 分	21 時間 50 分	6 時間 46 分	7 時間 05 分	7 時間 56 分	5 時間 27 分	48 時間 35 分	114 時間 24 分

※予算決算については、全体会・理事会・各分科会の開会状況の合計

（詳細については 16 ページ及び 17 ページに記載）

● 委員会審査報告

委員会が議案、発議案及び請願・陳情の審査を終了すると、審査報告書を作成する。本会議には、審査結果等を記載した議事日程を配付しており、審査報告書（写）は配付していない。

議案、発議案及び不採択となった請願・陳情については、委員長が本会議において口頭で報告を行う。（先例）

報告の原稿は、担当書記の提出する参考資料に基づき、委員長がみずから作成する。（申し合わせ）

議員は、自己の所属する委員会の委員長及び少数意見者の報告に対しては、質疑しない。（申し合わせ）

2 議会運営委員会

● 委員等

- ・委員の定数は、議会の議決で決める。
- ・所属議員 3 人以上の会派は、所属議員 3 人に 1 人の割合で委員を推薦できる。（申し合わせ）
- ・会派の異動により、所属議員数が 3 人未満になったとき、推薦できる委員数が減ったとき、または委員が所属する会派を離れたときは、当該委員は辞任願を提出する。（申し合わせ）
- ・副議長、2 人会派の代表者、無所属議員は、委員外議員として出席。

● 閉会中継続調査

- ・会期等議会の運営に関すること
- ・議会関係の条例、規則等に関すること
- ・議会運営等議長の諮問に関すること

《開会状況（令和 5 年中）》

	回数
開会中	17 回
閉会中	4 回
計	21 回

3 予算、決算の審査

● 概要

平成 29 年第 1 回定例会までは、定例会ごとに特別委員会を設置していたが、平成 29 年第 2 回定例会より予算決算委員会を設置し、常任委員会化した。

また、予算決算委員会の運営に関する事項を協議するため、予算決算委員会理事会を開き、付託議案の取り扱い（分科会の担当割り振り、分科会の日程、全体会における質疑、討論、採決等）について協議を行っている。

● 予算決算委員会の審査方法

平成 29 年第 2 回定例会より予算決算委員会が設置された。

委員は、議長を除く議員で構成される。

議案付託後は、5 つの分科会（総務分科会・健康福祉分科会・市民環境経済分科会・建設分科会・文教分科会）で担当する事項を審査する。

分科会では質疑のみ行われ、委員全員で行う委員会（全体会）にて、質疑、討論・採決が行われる。

なお、発言時間は所属議員 3 人以上の会派は 30 分以内、2 人の会派は 20 分以内、無所属議員は 10 分以内（答弁を含まない）。

《開会状況（令和5年第1回定例会）》

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
日数	3日	2日	1日	2日	1日	1日	1日	11日
審査 時間	5時間 00分	23分	1時間 31分	3時間 39分	1時間 58分	1時間 47分	1時間 10分	15時間 28分

《開会状況（令和5年第2回定例会）》

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
日数	3日	2日	1日	1日	1日	1日	1日	10日
審査 時間	1時間 55分	22分	25分	56分	52分	16分	6分	4時間 52分

《開会状況（令和5年第3回定例会）》

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
日数	3日	2日	1日	2日	1日	1日	1日	11日
審査 時間	4時間 51分	18分	5時間 35分	4時間 02分	1時間 32分	2時間 40分	2時間 24分	21時間 22分

《開会状況（令和5年第4回定例会）》

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
日数	4日	3日	2日	2日	2日	1日	2日	16日
審査 時間	3時間 16分	32分	14分	45分	34分	29分	52分	6時間 42分

《開会状況（令和5年第1回臨時会）》

	全体会	理事会	計
日数	1日	1日	2日
審査 時間	6分	5分	11分

4 特別委員会

令和 5 年中は設置なし。

5 参考人制度

● 参考人制度

昭和 60 年 1 定で、本市議会独自に創設したが、その後、平成 3 年、地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備した。

● 実費弁償

- ・ 日当 1,500 円
- ・ 交通費 実費

● 事例（令和 5 年中）

- ・ 健康福祉委員会

6 月 16 日

陳情審査 参考人 1 人

7 月 12 日

所管事務調査 参考人 9 人

- ・ 建設委員会

11 月 7 日

所管事務調査 参考人 6 人

- ・ 文教委員会

10 月 18 日

所管事務調査 参考人 3 人

6 委員会の公開

● 傍聴

委員外議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

また、報道関係者席として、常時 2 席を用意している。（申し合わせ）

平成 26 年 3 定から、第 4・第 5 委員会室に難聴者支援のためのヒアリンググループを設置している。

なお、令和 5 年中は、申し出があったものについては不許可なし。

● 傍聴件数（令和 5 年中）

《許可された件数・人数》

	総務	健康福祉	市民環境 経済	建設	文教	広報	予算 決算 ※	議会 運営	全員 協議会	計
件数	1	5	2	2	4	2	8	7	1	32
人数	1	8	5	7	11	3	15	9	1	60

※ 予算決算委員会に係る件数・人数の内訳

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
件数	3	—	—	1	1	—	3	8
人数	7	—	—	1	2	—	5	15

【件数及び人数の考え方】

①件数:傍聴を許可された委員会（全体会・理事会・分科会）の会議数

②人数:①の件数ごとに許可された傍聴人数の延べ人数

● 託児ルーム

平成 12 年度から、委員会傍聴の際に、子供連れの方でも傍聴できるよう、保育士等を配置した「託児ルーム」（30 平方メートル）において、乳幼児を預かっている。

なお、対象年齢は、これまで 1 歳から就学前までとしていたが、令和 5 年第 1 回臨時会より、生後 6 か月から就学前までに拡大した。

利用日の 10 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、保育士等を派遣してもらう。

なお、令和 5 年中の利用者はなし。

市民への周知方法として、「広報ふなばし」、「議会ウェブサイト」に利用案内を掲載している。

● インターネット中継（生中継・録画）

平成 26 年 1 定開会前の議会運営委員会（2/19）から開始

※28 ページ及び 29 ページ参照